

計 画 等 の 案 の 概 要

名 称	建築基準法施行細則の一部を改正する規則（案）		
公表するもの	建築基準法施行細則の一部を改正する規則（案）		
県民意見の募集	☒	有 の 場 合 は その募集期間	令和 7 年 5 月 7 日（水）～令和 7 年 5 月 28 日（水）
	無		
担 当 課 等 名	くらし・環境部建築住宅局建築安全推進課 電話番号 0 5 4 - 2 2 1 - 3 0 7 9		
総 合 計 画 に おける位置づけ	6 多彩なライフスタイルの提案 1 魅力的なライフスタイルの創出 （1）豊かな暮らしの空間の実現		
審議会等の名称			
1 趣旨 建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件等の一部を改正する国土交通省告示が令和 7 年 1 月 29 日に公布され、建築物、建築設備、昇降機等の調査・検査項目の重複の解消、常閉防火扉等の取扱いの変更等が定められました。施行は令和 7 年 7 月 1 日です。 改正に伴い、特定行政庁が規定することができるとされている定期調査等の項目、方法及び結果の判定基準等（以下、「調査項目等」という。）について定めます。 ついては、本案に対する県民の皆さまの御意見を募集します。			
2 骨子 （1）策定案の概要 特定行政庁が規則より定めることができるとされている建築物の調査項目に、常閉防火扉の調査項目を定めます。 （2）施行日 令和 7 年 7 月 1 日（予定）			